

業務及び財産の管理に関する計画

[金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第14条に基づく計画書]

平成12年10月19日
四国貯蓄信用組合
金融整理管財人

— 目 次 —

	頁
I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	1
1. 円滑な事業譲渡の早期実施	1
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	1
3. 公的費用の極小化	1
4. 地域経済への配慮	1
5. 内部管理体制の確立	2
6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	2
II. 業務の暫定的な維持・継続による金融仲介機能の維持の方針	2
1. 基本運営方針	2
2. 管財人会議、業務運営会議の設置	2
3. 個別業務運営方針	3
(1) 与信業務運営方針	3
(2) 資金調達業務運営方針	4
(3) 投資業務運営方針	4
(4) 経費運営方針	4
(5) その他の業務運営方針	4
III. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	4
1. 経営責任の明確化	4
(1) 旧経営陣の辞任等	4
(2) 役員退職慰労金	5
2. 経費の削減	5
(1) 人員及び人件費の削減	5
(2) 物件費の削減	5
3. 店舗統廃合	6
4. 保有資産の処分	6
5. 内部管理体制の整備	6
6. 関連会社の整理	6
7. 不良債権の回収強化	6
IV. 法令等の遵守	7
V. 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施する ための体制整備等	7

「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針

当組合は、平成12年5月12日、金融再生委員会より金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第8条第1項第2号に基づく、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けるとともに、同日付で、「業務及び財産の管理に関する計画の作成命令」を受けましたので、金融再生法第14条に基づき「業務及び財産の管理に関する計画」等の基本方針を定めます。

1. 円滑な事業譲渡の早期実施

香川県内に本店が所在する金融機関に対し当組合の受皿要請を行ったところ、百十四銀行から受皿意思の表明があり、平成12年5月22日に事業譲渡基本合意書を、同26日に事業譲渡契約を締結いたしました。

今後は、金融再生法の趣旨を踏まえ、同法に定められた措置を適切かつ効率的に行うことにより、金融仲介機能の維持に努め、当該信用組合の事業価値の劣化を防止しながら、百十四銀行への事業譲渡を速やかに行います。

2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持

百十四銀行への事業譲渡を行うまでの間、業務を暫定的に維持・継続し、金融仲介機能を維持するとともに、優良な顧客基盤を維持することにより、金融機関としての信用力の回復に努めます。

3. 公的費用の極小化

金融再生法の趣旨を踏まえ、これらに定められた措置を遵守しながら資産価値の劣化を防止し、また、適切な資産処分や経費の節減を行うことにより、公的費用の極小化を図ります。

4. 地域経済への配慮

地域金融機関としての役割を十分認識し、地域の中小零細企業者等に対する金融

サービスの提供に支障が生じないように配慮するとともに、地域経済に与える影響を最小限に押え、円滑な業務運営を行います。

5. 内部管理体制の確立

受皿金融機関への円滑な事業譲渡を図るため、法令規則等の措置の遵守を組合内に徹底させ、事務の厳正化、事務改善、及び相互牽制の徹底等新たな内部管理体制を確立いたします。

6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等

当組合が「管理を命ずる処分」を受けるに至った原因については、新たに弁護士、公認会計士等をメンバーとする「内部調査事務局」を設置し、金融再生法第18条の趣旨に基づき、旧経営陣等の責任について調査を行い、職務上の義務違反が発見された場合は民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他必要な措置を取ります。

また、調査の過程で犯罪があると思料するときは、告発等の必要な措置を取ります。

II 業務の暫定的な維持・継続による金融仲介機能の維持の方針

1. 基本運営方針

金融整理管財人による管理期間中の業務運営については、金融仲介機能の維持等の金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、透明度の高い運営を心がけ、一刻も早く当信用組合の事業譲渡を行うこととします。

2. 管財人会議、業務運営会議の設置

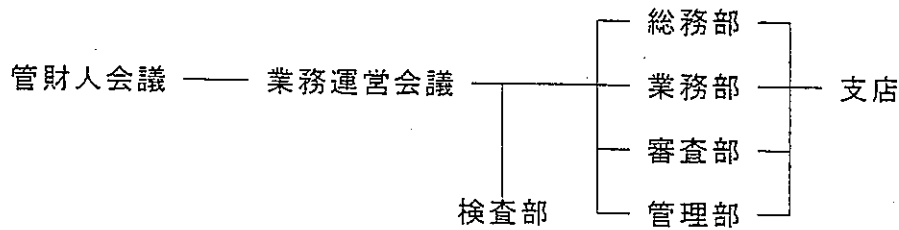
当組合の最高意思決定機関として金融整理管財人2名により構成される「管財人会議」を設置し、経営に関する重要事項の審議を行うこととしました。

また、金融整理管財人2名、金融整理管財人補佐人2名と当組合役職員との間で十分な審議を行うとともに、意思疎通を図り業務運営の透明性を確保するため管財

人会議の下部組織として「業務運営会議」を設置いたしました。

「業務運営会議」では、重要な業務運営案件等の審議を行うとともに、活発かつ公正な討議を通じ、効率的・効果的な業務運営を実施してまいります。

【組織図】



3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

与信業務については、金融再生法の趣旨に基づき金融仲介機能の維持に配慮しながら、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努めます。

① 債務者区分別対応方針

「正常先」については、債務者の実態、企業の信用力や案件の妥当性等を十分審査し、資金需要に応じていきます。

「要注意先」については、債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の確実性を十分審査し、適切に対応いたします。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」については、原則与信は行いません。

「純新規先」についても、原則与信は行いません。

② 資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応いたします。

③ 与信残高上限

「正常先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最高額を超えないものいたします。

「要注意先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものいたします。

④ 与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性並びに収益性等に十分留意し、適切な運営を行います。

(2) 資金調達業務運営方針

資金調達力の回復・安定のため、適切かつ正確な情報の提供を行い、当組合に対する信用の回復に努めます。

また、資金繰りを的確に把握し、全国信用協同組合連合会等の関係先と綿密に連絡をとりながら、必要に応じて資金支援手配等に努めるとともに、信用秩序維持のための万全の対応を行います。

調達金利、期間等については、市場動向・他行動向及び地域性を十分考慮し適切な運営をいたします。

(3) 投資業務運営方針

投資業務については、適切な資金繰りを行う観点から保有する有価証券の逐次処分を進めており、今後も新たな投資は行いません。

(4) 経費運営方針

経費については、業務上必要不可欠なものに限定した運営を行います。

(5) その他の業務運営方針

公金取扱事務、内国為替に関しては、金融仲介機能及び取引先基盤の維持の観点から継続いたします。

III 事業譲渡等を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1) 旧経営陣の辞任等

「管理を命ずる処分」を受け、平成12年5月12日に理事長は辞任いたしました。また、専務理事他2名の非常勤理事及び非常勤監事1名は、平成12年6月30日の

総代会終了後に辞任いたしました。

その他の役員（常勤理事4名、非常勤監事1名）については、当組合の円滑な業務運営を確保する必要があることから、辞任はしていません。

役員報酬については、一切支給しない方針です。

(2) 役員退職慰労金

上記の理事長・専務理事の辞任に伴う役員退職慰労金については、一切支給していません。その他の現役員についても、今後の辞任に際しては役員退職慰労金は支給しない方針です。

なお、平成11年に辞任した代表役員（理事長：平成2年5月～平成11年6月）については、金融整理管財人が自主的な返還を求めたところ、平成12年6月29日、同人から返還が行われたところであります。また、過去10年間に退職した他の代表役員についても返還を求める予定です。

2. 経費の削減

(1) 人員及び人件費の削減

当信用組合は、これまで新規採用を抑制してきたことから、平成8年3月末の125名から12年3月末には105名まで人員削減が行われています。

今後、業務運営状況を見ながら削減をさらに進め、金融整理管財人による管理の終了時点までに、12年3月末の約2割にあたる21名の削減を実施し、84名体制を目指します。なお、人員削減の具体的手法としましては、雇用調整会議を設け、人員削減を実施いたします。

また、上記の人員の削減並びに手当の削減等の適切な措置を講ずることにより、人件費の大幅削減を行います。

最終的な人件費の総額は、金融整理管財人による管理終了時のベースで、平成11年度比2割の減少を目標とします。

(2) 物件費の削減

業務運営上必要不可欠なものに限定して、11年度比1割以上の経費の削減に努めます。

【人件費・物件費と削減目標】

(単位：百万円、%)

	ピーク	10年3月期 (実績)	11年3月期 (実績)	12年3月期 (実績)	13年3月期 (目標)	ピーク比
人件費	844 (8/3期)	775	723	696	555	▲289 (▲34%)
物件費	447 (9/3期)	400	354	336	302	▲145 (▲32%)
合計	1,196 (8/3期)	1,175	1,077	1,032	857	▲339 (▲28%)

3. 店舗統廃合

今後、人員の削減を図りつつ事業譲渡作業を進めることに伴い、現状の9店舗体制を維持することが困難となる恐れがあることから、4店舗を廃止し、近隣店舗への統廃合を行います。

なお、統廃合後においては、ATM出張所を設置するなど、廃止店舗の顧客利便等が低下することがないように十分配慮いたします。

4. 保有資産の処分

保有資産の処分につきましては、業務運営上必要不可欠なものを除き、適正な価格で処分してまいります。

5. 内部管理体制の整備

業務全般にわたり各担当者の責任分担の明確化や相互牽制の徹底を図ります。

6. 関連会社の整理

関連会社2社については、事業譲渡日までに清算する方針であります。

なお、1社については、8月22日に解散登記を行い、8月31日に高松地方裁判所へ特別清算を申請し9月12日に同裁判所から特別清算の開始決定を受けたところであります。

7. 不良債権の回収強化

事業譲渡にかかる費用の極小化、資産劣化防止を図るため、不良債権の的確な管

理及び可能な限りの回収を行います。具体的には、管理表、回収スケジュールを作成して管理・回収の徹底を致します。

IV 法令等の遵守

中小企業等協同組合法その他関係法令を遵守し、金融再生法の趣旨並びに被管理金融機関としての立場を認識し、誠実かつ公正な業務運営を行ってまいります。

関係法令、諸規則及び当組合の定める諸規則に違反する行為、あるいは業務上の事故等が発生した場合は、厳正な処分を行います。

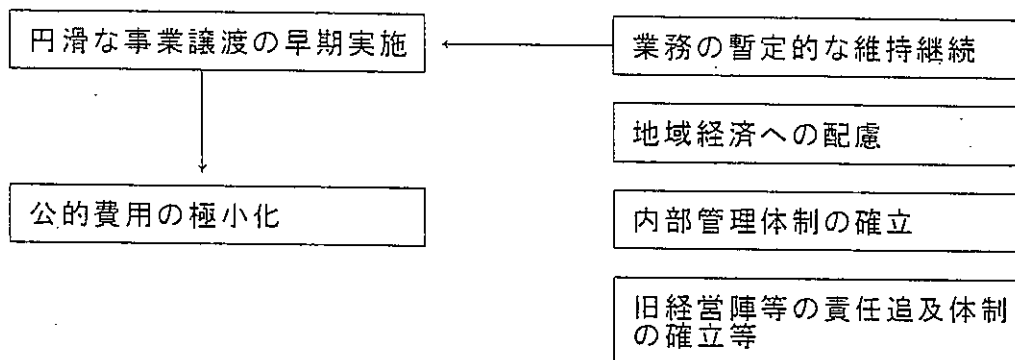
V 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等

当信用組合が管理を命ずる処分を受けるに至った最大の要因である不良債権の発生原因を調査するとともに、金融再生法第18条に定められた当信用組合の旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事上の訴えの提起、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性について金融整理管財人に報告することを目的として、金融整理管財人直轄の事務局として、弁護士・公認会計士等から構成する内部調査事務局を設置しました。

調査は、大口の不良債権から集中して行い、経営責任について追及していきます。

「業務及び財産の管理に関する計画」の骨子

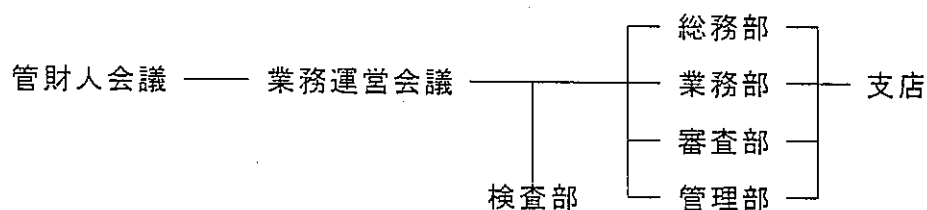
I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針



II. 業務の暫定的な維持・継続による金融仲介機能の維持の方針

1. 基本運営方針

2. 管財人会議、業務運営会議の設置



3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

金融仲介機能の維持に配慮しながら、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努める。

① 債務者区分別対応方針

「正常先」・・・ 債務者の実態、企業の信用力や案件の妥当性を十分審査し、資金需要に応える。

「要注意先」・・・ 債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の確実性を十分審査し、適切に対応する。

「破綻懸念先」
「実質破綻先」 } ・ ・ 原則与信は行なわない。
「破綻先」

「純新規先」・・・ 原則与信は行なわない。

② 資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に応える。

③ 与信残高上限

「正常先」・・・原則、「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最高額を超えないものとする。

「要注意先」・・・原則、「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものとする。

④ 与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性ならびに収益性等に十分留意し、適切な運営を行う。

(2) 資金調達業務運営方針

- 適切かつ正確な情報の提供を行い、信用の回復に努める。
- 資金繰りを的確に把握し、必要に応じて資金支援手配等に努めるとともに、信用秩序維持のための万全の対応を行う。
- 調達金利、期間等については、適切な運営を行う。

(3) 投資業務運営方針

保有する有価証券の逐次処分を進めており、今後も新たな投資は行わない。

(4) 経費運営方針

経費については、業務上必要不可欠なものに限定した運営を行う。

(5) その他の業務運営方針

公金取扱事務、内国為替に関しては、金融仲介機能及び取引先基盤の維持の観点から継続する。

III. 事業譲渡等を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1) 旧経営陣の辞任等

「管理を命ずる処分」を受けた平成12年5月12日に理事長が辞任。

専務理事他2名の非常勤理事及び非常勤監事1名は、平成12年6月30日の総代会終了後に辞任。

その他の役員（常勤理事4名、非常勤監事1名）は、当組合の円滑な業務運営を確保する必要があるため、辞任はしていない。

なお、役員報酬は支給しない方針。

(2) 役員退職慰労金

理事長・専務理事の辞任に伴う役員退職慰労金については、一切支給しない。現役員についても、今後の辞任に際しては支給しない。

なお、平成11年に辞任した代表役員（理事長：平成2年5月～平成11年6月）については、平成12年6月29日に役員退職慰労金の返還が行われたところ。

また、過去10年間に退職した代表役員についても返還を求める。

2. 経費の削減

(1) 人員及び人件費の削減

今後、削減を進め、金融整理管財人による管理の終了時点までに、21名の削減を実施し、84名体制を目指す。

人員の削減、手当の削減等の適切な措置を講じ、人件費の大幅削減を行う。

最終的な人件費は、金融整理管財人による管理終了時のベースで、平成11年度比2割の減少を目標とする。

(2) 物件費の削減

業務運営上必要不可欠なものに限定し、平成11年度比1割以上の削減に努める。

【人件費・物件費と削減目標】

(単位：百万円、%)

	ピーク	10年3月期 (実績)	11年3月期 (実績)	12年3月期 (実績)	13年3月期 (目標)	ピーク比
人件費	844 (8/3期)	775	723	696	555	▲289 (▲34%)
物件費	447 (9/3期)	400	354	336	302	▲145 (▲32%)
合計	1,196 (8/3期)	1,175	1,077	1,032	857	▲339 (▲28%)

3. 店舗統廃合

4店舗を廃止し、近隣店舗への統廃合を行う。

なお、統廃合後においては、ATM出張所を設置するなど、廃止店舗の顧客利便等が低下することがないように十分配慮する。

4. 保有資産の処分

業務運営上必要不可欠なものを除き、適正な価格で処分していく。

5. 内部管理体制の整備

業務全般にわたり各担当者の責任分担の明確化や相互牽制の徹底を図る。

6. 関連会社の整理

関連会社（2社）は、事業譲渡日までに清算する方針。

1社は、9月12日に高松地方裁判所の特別清算開始決定。

7. 不良債権の回収強化

不良債権の的確な管理、可能な限りの回収を行う。

IV 法令等の遵守

中小企業等協同組合法その他関係法令を遵守し、金融再生法の趣旨並びに被管理金融機関としての立場を認識し、誠実かつ公正な業務運営を行う。

関係法令等に違反する行為、業務上の事故等については、厳正な処分を行う。

V 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等

不良債権の発生原因の調査、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事上の訴えの提起、犯罪に基づく刑事上の告発について、金融整理管財人に報告することを目的として、弁護士・公認会計士等から構成する内部調査事務局を設置。

調査は、大口の不良債権から集中して行い、経営責任について追及していく。